

特定排水に係る汚濁負荷量の測定方法の概要

事業場の排水量 (m ³ /日)	頻度	化学的酸素要求量		窒素含有量		りん含有量	
		水質の計測方法	水量の計測方法	水質の計測方法	水量の計測方法	水質の計測方法	水量の計測方法
400 以上	毎日	告示別記 1(1) 技術的に適当でない場合等 1(2)	告示別記 2(1)又は(2)	告示別記 1(1) 技術的に適当でない場合等 1(2)	告示別記 2(1)又は(2)	告示別記 1(1) 技術的に適当でない場合等 1(2)	告示別記 2(1)又は(2)
200 以上 400 未満	7 日に 1 回以上	告示別記 1(1)～(4)の いずれかの 方法	告示別記 2(1)～(3)の いずれかの 方法	告示別記 1(1)～(4)の いずれかの 方法	告示別記 2(1)～(3)の いずれかの 方法	告示別記 1(1)～(4)の いずれかの 方法	告示別記 2(1)～(3)の いずれかの 方法
100 以上 200 未満	14 日に 1 回以上						
50 以上 100 未満	30 日に 1 回以上						
根拠規定	施行規則 第 9 条の 2	昭和 54 年 5 月 16 日 環境庁告示第 20 号 (平成 13 年 6 月 13 日改正)		平成 13 年 12 月 13 日 環境省告示第 77 号 (平成 16 年 3 月 18 日改正)		平成 13 年 12 月 13 日 環境省告示第 78 号 (平成 16 年 3 月 18 日改正)	

(※) 告示別記

化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量
告示別記 1 (汚染状態の計測方法) (1)水質自動計測器 (2)コンポジットサンプラー + 指定計測法(手分析) (3)指定計測法(手分析) ((2)の方法を除く。) (4)簡易な計測法 備考 ・(3)又は(4)の計測法による場合は、1 日 3 回以上試料を採取すること。 ・(1)又は(4)の計測法による場合は、必要に応じ換算式の検証を行うこと。	告示別記 1 (汚染状態の計測方法) (1)水質自動計測器 (2)コンポジットサンプラー + 指定計測法(手分析) (3)指定計測法(手分析) ((2)の方法を除く。) (4)簡易な計測法 備考 ・(3)又は(4)の計測法による場合は、1 日 3 回以上試料を採取すること。	告示別記 1 (汚染状態の計測方法) (1)水質自動計測器 (2)コンポジットサンプラー + 指定計測法(手分析) (3)指定計測法(手分析) ((2)の方法を除く。) (4)簡易な計測法 備考 ・(3)又は(4)の計測法による場合は、1 日 3 回以上試料を採取すること。
告示別記 2 (排水量の計測方法) (1)流量計又は流速計 (2)積算体積計 (3)JIS K0094 の 8(流量計、流速計を除く。)に定める方法 その他の方法	告示別記 2 (排水量の計測方法) (1)流量計又は流速計 (2)積算体積計 (3)JIS K0094 の 8(流量計、流速計を除く。)に定める方法 その他の方法	告示別記 2 (排水量の計測方法) (1)流量計又は流速計 (2)積算体積計 (3)JIS K0094 の 8(流量計、流速計を除く。)に定める方法 その他の方法